

## 松田町二世帯同居等支援奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、松田町の二世帯同居等を促進することで子世帯が子どもを安心して産み育てられ、また、高齢者等が安心して暮らせる健康で幸せな住環境を創るために、新たに松田町に住宅を建築若しくは購入又は既存住宅を増築若しくは改築し、二世帯同居等をする子世帯に対して、その費用の一部につき、予算の範囲内において二世帯同居等支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、奨励金の一部を松田町商工振興会の発行する商品券（以下「商品券」という。）で交付し、町内の経済循環力の活性化及び町内の商工振興を図るものとする。その交付については、この要綱に定めるもののほか、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 取得住宅 専ら自己の居住の用に供するために松田町内（以下「町内」という。）に、新たに建築（新築、増築又は改築に限る。）又は売買により取得された住宅をいう。ただし、別荘等の一時的に使用するもの及びアパートなど賃貸を目的とするものは除く。

(2) 居住 相当の期間にわたり、自己又は同居する者の所有（共有を含む。）する住宅に、当該居住者が住民基本台帳に記録されていることをいう。

(3) 中古住宅 過去に居住の用に供されたことのある住宅をいう。ただし、当該住宅の前所有者が申請者の二親等以内の親族である場合を除く。

(4) 増築 既存の住宅部分がない場所に新たに住宅部分

を建築又は既存の住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより、住宅部分の床面積を増加させることをいう。なお、この要綱では、増加させた部分の床面積が10平米を超えるものとする。

(5) 改築 既存の住宅部分の一部を取り壊し、その場所に住宅部分を改めて建築することをいう。(住宅の機能や性能を向上させるために住宅の一部を修繕、補修、模様替え又は更新等を行うことは含まない。)なお、この要綱では、改めて建築する部分の床面積が10平米を超えるものとする。

(6) 親世帯 町内に1年以上居住している世帯で、子世帯のどちらかの親等が含まれる世帯をいう。

(7) 子世帯 親等の二親等以内の卑属又はその配偶者をいう。

(8) 同居 1棟の建物に親世帯と子世帯の二世帯が居住していることをいう。

(9) 近居 親世帯と子世帯がそれぞれ居住する住宅が町内にあることをいう。

(10) 二世帯同居等 町内に居住している親世帯と子世帯が同居すること又は近居することをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、二世帯同居等をするために新たに住宅を取得又は既存の住宅を増築若しくは改築した者であって、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

(1) 子世帯の世帯主又はその配偶者であること。

(2) 近居の場合は、取得住宅を子世帯の世帯主又はその配偶者が所有していること。

(3) 同居の場合は、取得住宅を子世帯の世帯主若しくはその配偶者又は親世帯の世帯員が所有し、同居の開始にあ

たつて子世帯又は親世帯の世帯員が当該住宅の所在地に住  
民票を異動していること。

(4) 取得住宅の延べ床面積が50平米以上であること。

(5) 交付申請時において奨励金の交付を受けようとする  
者(以下「申請者」という。)及び同居する者に町税等の  
滞納がないこと。

(6) 取得住宅に10年以上居住すること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は交  
付対象者とししないものとする。

(1) 二世帯同居等に係る費用について、他の制度の公的  
住宅扶助を受けている場合。

(2) 松田町住宅取得促進奨励金交付要綱(平成23年松  
田町告示第20号)による奨励金(以下「住宅取得促進奨  
励金」という。)又はこの要綱による奨励金を過去に受け  
たことがある者。

(3) 子世帯に松田町暴力団排除条例(平成23年松田町  
条例第2号)に定める暴力団員を含む者。

(4) 公共工事に伴う移転補償により補てんを受けている  
者。

(奨励金の額等)

第4条 交付する奨励金の額等は別表のとおりとする。

2 奨励金の一部を同額の商品券で交付するものとする。

(交付申請)

第5条 申請者は、奨励金交付申請書(第1号様式)に次に掲  
げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) 取得住宅の所有者が確認できる書類(建物の登記事  
項証明書の写し等)

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第  
5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し(取  
得住宅が中古住宅であつて購入時に売主から同書類の交付

を受けていない場合を除く。)

(3) 松田町二世帯同居等支援奨励金調査書(第2号様式)

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は、1人1回限りとする。

(交付申請の基準日及び期限)

第6条 奨励金交付申請となる基準日及び期限は、次のとおりとする。

(1) 申請基準日は、住宅を取得した日又は増築若しくは改築に係る検査済証が交付された日のいずれか遅い日とする。

(2) 申請期限は、前号の基準日から6月以内とする。

2 本奨励金は、交付申請の時期が事業完了後であるため、規則第17条の規定により、実績報告及び奨励金の額の確定の手続を省略するものとする。

(奨励金の交付決定)

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件に該当し適当と認めたときは、奨励金交付決定通知書(第3号様式)をもって通知する。なお、奨励金を交付しないときは、奨励金不交付決定通知書(第4号様式)により、通知するものとする。

(奨励金の請求及び交付)

第8条 前条の交付決定を受けた申請者が奨励金の交付を請求しようとするときは、奨励金交付請求書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

3 交付決定者は商品券を受領したことを証するために松田町二世帯同居等支援奨励金(商品券)受領書(第6号様式)を町長に提出するものとする。

(決定の取り消し及び奨励金の返還)

第9条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 奨励金の交付申請に虚偽があったとき。

(2) 正当な事由がなく、奨励金の交付を受けてから10年を経過する前に、取得住宅に居住しなくなったとき。

(3) この要綱及び関係法令に違反したとき。

(4) その他町長が相当の事由があると認めたととき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、奨励金交付決定取消通知書（第7号様式）により、申請者に通知しなければならない。

3 町長は、奨励金の全部又は一部を取り消した場合において、奨励金の当該取り消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、奨励金返還通知書（第8号様式）により、期限を定めて返還を求めるものとする。

(アンケート等への協力)

第10条 町長は、この要綱に基づく親世帯及び子世帯に対し、二世帯同居等の効果の検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第36号）

(施行期日)

1 この告示は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式第5号、様式第8号及び様式第9号による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所用の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年4月11日告示第41号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

居住区分	交付対象者	奨励金
親世帯と子世帯が同居した場合	延べ床面積が50平方メートル以上の取得住宅に居住する子世帯の世帯主	30万円 (内、商品券 10万円)
親世帯と子世帯が近居した場合		20万円 (内、商品券 10万円)